

第 5 5 号議案

足立区まちづくり推進条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 6 月 7 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区まちづくり推進条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、足立区(以下「区」という。)のまちづくりに関し、基本理念を定め、区、区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、まちづくりの推進のための基本的な事項を定めることにより、まちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって良好な都市の発展に寄与することを目的とする。

(まちづくりの基本理念)

第 2 条 まちづくりは、安全で快適に住み続けられる市街地の形成及び健全で活力ある都市活動の確保並びに持続的なまちの発展を目指して、自然環境との調和に配慮しつつ、行うものとする。

2 まちづくりは、区、区民等及び事業者がそれぞれの責務と役割を分担しながら、協働して行われなければならない。

(用語の意義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区民等 区内に住所を有し、又は区内に土地若しくは建物を所有し、若しくは占有する者をいう。

(2) 事業者 区内において開発等事業又は公共施設等の整備を行う者をいう。

(3) まちづくり 安全で良好な市街地の整備、開発又は保全を目

的とした計画の策定又は事業の実施を伴う行為をいう。

- (4) 都市計画マスタープラン 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 8 条の 2 に基づき定める区の都市計画に関する基本的な方針をいう。
- (5) 地区 道路、河川、水路等で区画された区長が定める一定の区域をいう。
- (6) 地区住民等 地区の区域内の区民等をいう。
- (7) 開発等事業 都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 1 3 号に規定する建築行為又はこれらに準ずる行為のうち、規則で定めるものをいう。
- (8) 公共施設等 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 0 8 号）第 2 条第 1 項に規定する道路、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する都市公園、河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 3 条第 1 項に規定する河川又は建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち、規則で定めるものをいう。
- (9) まちづくり推進委員 まちづくりに関心のある区民のうち、まちづくりに関する助言及び調整を行う者として区長が委嘱したものをいう。
- (1 0) まちづくりカウンセラー 都市計画及び建築等に関する知識及び実務経験を有する者のうち、まちづくり推進委員を補助し、まちづくりに関する技術的な指導及び助言を行う者として区長が委嘱したものをいう。

（区の責務）

第 4 条 区は、第 2 条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、まちづくりに関する調査及び研究に努めるとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

2 区は、まちづくりに関する施策の策定及び実施にあたっては、区民等及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。

3 区は、区民等及び事業者に対し、協働によるまちづくりの推進に必要な施策を講ずるように努めなければならない。

(区民等の責務)

第5条 区民等は、基本理念にのっとり、協働によるまちづくりに参画するように努めるものとする。

2 区民等は、自らの創意工夫により、安全で快適に住み続けられる市街地の環境づくりに努めるとともに、区が実施するまちづくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らが行う事業活動において、安全で快適に住み続けられる市街地の環境整備に貢献するよう努めるとともに、区が実施するまちづくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

2 事業者は、第8条第1項に規定する地区環境整備計画及び第9条第1項に規定する地区まちづくり計画を尊重し、開発等事業又は公共施設等の整備を行うにあたっては、区民等の理解を得るように努めなければならない。

第2章 まちづくり基本方針等

(まちづくり基本方針)

第7条 区長は、基本理念の実現のため、まちづくりに関する基本方針として都市計画マスタープランを策定しなければならない。

2 都市計画マスタープランは、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) まちづくりに関する基本目標及びその実現のための方針

(2) その他まちづくりに関する基本的な事項

- 3 区長は、都市計画マスタープランの策定にあたっては、別に定める足立区都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 区長は、前項の意見を聴くにあたっては、第11条第1項に規定するまちづくり推進委員会並びに区民等及び事業者の意見を聴取しなければならない。
- 5 区長は、都市計画マスタープランを策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項に定めるもののほか、都市計画マスタープランの策定に関する手続については、規則で定める。
- 7 都市計画マスタープランの変更については、第3項から前項までの規定を準用する。

(地区環境整備計画)

第8条 区長は、都市計画マスタープランの実現のため、それぞれの地区の特性を活かした環境整備に関する計画（以下「地区環境整備計画」という。）を策定するものとする。

- 2 地区環境整備計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 地区の整備目標、整備の方針及び主な整備方策等
 - (2) 地区の土地利用計画及び整備計画
 - (3) その他地区の環境整備に必要な事項
- 3 区長は、地区環境整備計画の策定にあたっては、まちづくり推進委員会並びに区民等及び事業者の意見を聴取しなければならない。
- 4 区長は、地区環境整備計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項に定めるもののほか、地区環境整備計画の策定に関する手続については、規則で定める。
- 6 地区環境整備計画の変更については、前3項の規定を準用する。

(地区まちづくり計画)

第9条 区長は、地区のまちづくりを推進するため、都市計画マスタープラン及び地区環境整備計画に基づき、地区のまちづくりの方針及び当該方針の実現に向けて必要な具体的事項を定めた計画（以下「地区まちづくり計画」という。）を策定するものとする。

2 区長は、地区まちづくり計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

3 地区住民等は、区長に対し、地区まちづくり計画を策定するよう要請することができる。

4 区長は、前項の規定による要請があったときは、地区まちづくり計画の策定に応じるように努めるものとする。

（地区まちづくり計画の実現）

第10条 地区住民等及び区長は、地区まちづくり計画の実現にあたっては、地区計画等（都市計画法第12条の4第1項各号に掲げる計画をいう。）及び建築協定（建築基準法第69条に規定する建築協定をいう。）等の活用に努めるものとする。

2 区長は、地区まちづくり計画の実現のため、地区まちづくり計画に定める公共施設等その他これに類する施設の整備の促進に努めるものとする。

第3章 協働によるまちづくり

（まちづくり推進委員会）

第11条 区長は、協働によるまちづくりの推進のため、まちづくり推進委員及びまちづくりカウンセラーで構成するまちづくり推進委員会を設置する。

2 まちづくり推進委員会の組織及び運営に関する事項その他必要な事項については、区長が別に定める。

（まちづくり関係団体等との連携）

第12条 区、区民等及び事業者は、協働によるまちづくりを推進するにあたり、まちづくり関係団体（地区住民等が中心となって組織する

団体、社会貢献活動を行う団体その他非営利活動団体で、良好なまちづくりに寄与することを目的として活動するものをいう。)その他の公共的団体と連携を図るように努めるものとする。

(情報の提供)

第13条 区長は、区民等及び事業者に対し、まちづくりに関する情報の提供を行うように努めるものとする。

(人材の育成)

第14条 区長は、協働によるまちづくりを推進するため、人材の育成に努めなければならない。

第4章 事業者によるまちづくり

(事前協議)

第15条 事業者は、開発等事業又は公共施設等の整備を行うにあたっては、事前に当該事業又は整備の計画について区長と協議しなければならない。

2 区長は、前項の協議において、安全で良好な市街地の形成並びに地区環境整備計画及び地区まちづくり計画の実現のため必要な指導及び助言を行うものとする。

3 区長は、前項に規定する指導及び助言を行うにあたっては、あらかじめその基準を定め公表しなければならない。

(勧告)

第16条 区長は、事業者が前条の協議に応じない場合又は指導に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、協議に応じ、又は指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

第17条 区長は、事業者が前条の勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、当該事業者が当該勧告に従わない事実を公表することができる。

第5章 雑則

(委任)

第 1 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 1 7 年 9 月 1 日から施行する。

(提案理由)

区民等との協働によるまちづくりを推進するため、基本理念その他の基本的事項を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。